



第41号

平成22年1月1日

いちかわし

農業委員会だより

編集／発行 市川市農業委員会

市川市東菅野2丁目23番1号

(菅野終末処理場管理棟3階)

電話 047(325)0178

HPアドレス <http://www.city.ichikawa.lg.jp>



竹内 会長

明けましておめでとうございます。
輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び
申し上げます。

日頃、農家の皆様方には農業委員会活動の
推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

昨年は、4月に千葉県知事の交代、9月には
政権交代、そして12月には大久保新市川市長が
誕生し、まさにチェンジの年となりました。

国、千葉県、市川市とそれぞれのトップが
交代し、今後どのような社会を築いていくのか、
我々、農家だけでなく地域住民として、注目し
ていかなければならないかと存じます。

また、昨年の12月には「平成の農地改革」と
もいわれております改正農地法の施行やそれに
伴う関連法の改正が行われ、大幅な農地制度の
見直しが図られております。

これから新しい農地制度のもとで、農家の
皆様のため、一層の努力をしておりますので、
ご理解、ご協力をお願いいたしまして新年の
ご挨拶いたします。

謹んで新年のお慶びを申し上げます

農業委員会委員一同

富田	三橋	小林	宇田川	三橋	島根	三橋	井上	岡本	石井	森	長谷川	朝倉	稲葉	石井	堀	渡邊	竹内
尚武	弘	妙子	純一	孝夫	一郎	二三男	義勝	好夫	利和	勝之	宗三	徹男	健二	克己	桂治	和昭	一雄

市川市農業委員会

お知らせ

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書の提出について

例年通り「市川市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を配布いたします。農家組合員の方は連絡員さんを通じて、また、農家組合に未加入の方は直接農業委員会事務局へ1月10日までに提出してください。

選挙人名簿に登載される要件は市川市内に在住し、平成2年4月1日以前に生まれた方で次のいずれかに該当する場合です。

- 一、10a以上の農地につき耕作の業務を営む者
- 二、耕作の業務を営む者と同居の親族又はその配偶者であつて、年間おおむね60日以上耕作に従事している者

名簿に登載されませんと農業委員の選挙があつた場合に選挙権がなくなります。登載資格のある方で申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局まで必ずご連絡

ください。

農業新聞のご購読を

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が発行している農家のための情報誌です。

農家の生活に密着した内容で、農業に関する最新の情報をわかりやすく解説しお届けしています。みなさまもご購読されてはいかがでしょうか。

毎週一回金曜日発行、購読料月額600円(送料込み)購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。

農業者年金のご案内

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を目的にしています。かつて、経験したことのない超高齢社会を迎え、他の制度には無い農業者にとって安心できる年金制度です。一定の要件があれば国から保険料助成も受けられます。

お問い合わせは、農業委員会事務局若しくはJA市川市までご連絡ください。

補助金を活用しよう⑤

市の農業補助金について前号に続き紹介いたします。

○防鳥網等設置事業

防鳥網等を設置する市内の梨生産者に対して、当該事業に要する経費の一部を補助する事業

補助対象経費の2分の1以内で、市長が必要と認める額

○農薬飛散防止施設設置事業

平成18年度から食品衛生法にポイント制が導入されて、農薬の残留基準値が厳しくなったことに伴う飛散防止対策に係る施設の設置に要する経費の一部を補助する事業

補助対象経費の2分の1以内で、市長が必要と認める額

問い合わせ先

市川市役所 農政課
電話(320) 3311
市川市農協経済センター
電話(338) 3500



編集後記

2010年、寅年の始まりです。皆様明けましておめでとうございませう。政治の世界では、政権交代が代りましたが、4年前の郵政選挙を振り返って、この政権交代を誰が予想できたでしょうか。

なにはともあれ、どの政党が政権をとっても、誰もが安全で安心して暮らせる社会を築いていただきたいものです。特に、我々農業者が、先祖代々守ってきた農地で、いつまでも食べていける社会を願いたいものです。

本年も農業委員会だよりを皆様にお届けしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。



農業委員会だより編集委員

- 岡本 好夫
- 三橋 弘
- 竹内 一雄
- 渡邊 和昭

改正農地法が12月から施行されました。

平成21年6月24日、「農地法の一部を改正する法律」が公布され、12月15日から新たな農地制度がスタートしました。改正農地法の施行にあわせ農業経営基盤強化促進法、農振法、農協法の改正や、相続税納税猶予制度の見直しなどが行われました。

農地を貸しやすく借りやすくし、農地を最大限利用

○農地法の目的等の見直し

農地は、「耕作者自らが所有することを最も適当とする」という考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」に改められました。

○農地を利用する者の確保・拡大

農地の所有は耕作者主義を尊重し、引き続き農業従事者または農業生産法人に限られます。

一方、貸借については、一般企業やNPO等の法人でも一定の条件の下に利用が認められるようになりました。

○農地の面的集積の促進

市やJA等の機関が、農地の所有者の委任を受け、農地の借入れ（買入れ）貸付け（売渡し）の調整を図る農用地利用集積計画により農地の効率的な利用を促進します。（この計画による貸借計画では、小作権等の権利は発生しません。期間満了をもって所有者の管理に戻ります。）



○耕作放棄地対策の強化

耕作放棄地所有者等に対する指導・勧告が強化されました。

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

○農地転用規制の厳格化

公共施設への転用は、許可の対象となりました。

○違反転用に対する罰則を強化

違反転用や原状回復命令違反者への罰則が強化されました。（法人：罰金300万円⇒1億円）

○相続における権利移転

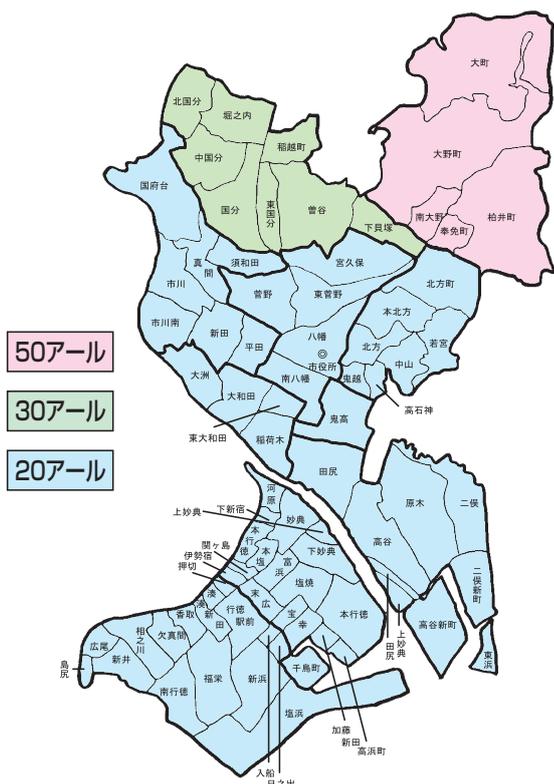
相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会への届出が義務付けられました。

農地税制の見直し

○相続税納税猶予制度の見直し

農地を貸すと打ち切りになった納税猶予ですが、一定の要件を満たせば、認定農業者等の担い手に貸した場合は適用が継続できるようになりました。

改正農地法の施行にともない、農地の権利取得要件にかかる下限面積を見直しました。



下限面積	区 域
50アール	南大野、大野町、柏井町、大町、奉免町
30アール	国分、中国分、北国分、稲越町、曾谷、下貝塚、東国分、堀之内
20アール	上記以外の区域

農地の権利（所有権、賃借権等）を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要となります。法律では、農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利の取得後において面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっております。しかし、一定の要件を満たす場合は下限面積を設定し要件を緩和することができます。これまで下限面積は知事が定めておりましたが、農地法が改正され**農業委員会**が定めることとなりました。

農業委員会では、各農業関係者の意見を聴くとともに、農家の規模や戸数を勘案し、設定地区をいままでの大字（町）別設定から旧町村別設定としました。また、下限面積については、小規模農家が多い現状を考慮し、小規模農家でも農地を取得しやすいように設定しました。

販売方法を考えよう！ 第4回農業者による意見交換会を開催



11月10日、市川市農業委員会と市川市農業士等協会共催で「農業者による意見交換会」がJ A市川市本店会議室で開催され、60名の農業関係者が参加しました。

主催者の竹内一雄農業委員会会長と朝倉忠文農業士等協会会長が挨拶をした後、来賓の小泉勉J A市川市代表理事組合長が祝辞を述べられました。

今回の意見交換会は、都市部の優位性を活かした「販売方法を考えよう！」をテーマとして開催されました。

第1部では石橋達郎氏（全農千葉県本部営農直販部長）から「最近の直販の動向について」基調講演があり、J Aグループの生産・販売事業対策についての取組みや、県内J A直売所、契約販売、インショップなどの事例が紹介されました。都市農業には、消費者が身近にいたりことや売り場があることなど遠隔地にはないたくさん



のアドバンテージがあります。それらを有効に活かし、消費者や実需者との交流ビジネスを核に新しい農業経営は十分可能と話されておりました。

第2部では、実際にスーパーとの契約販売を行っている国分の清水浩大氏、インショップに出荷している須和田の田中幸恵氏から

意見発表がありました。両氏とも都市農業は消費者が身近にいたので、新鮮な野菜が提供できる利点を最大限に生かしたいとのことでした。また、元ちばエコ農業アドバイザーの伊与久剛史氏からは、安全・安心・新鮮そして、生産者と消費者のお互いの顔の見える農業の実現ということで、ご意見をいただきました。その後、基調講演や意見発表を基に参加者全員による意見交換を行ったところ、予定時間をオーバーするほど熱のこもった意見が交わされ、盛況のうちに終了いたしました。

市川市農業士等協会が 千葉県農業会議会長賞を受賞

11月6日、平成21年度千葉県農業経営基盤強化促進大会におきまして、市川市農業士等協会（会長・朝倉忠文氏・会員30名）が柏井小学校の児童や保護者と合同で実施している「花畑づくり活動」が耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業部門で千葉県農業会議会長賞を受賞しました。



東葛飾農業委員会 連合会管内視察

11月26日、東葛飾8市の農業委員会会長と事務局長が、我孫子市の花卉栽培農家とにんじくの新芽を栽培している新規就農事業者を視察しました。

新規就農事業者は、我孫子市で第1号の特定法人貸付事業として誕生した株式会社です。にんにく1株から新芽4回の収穫が可能で収益も大きく、今後も事業拡大を図っていくとのことでした。（写真）

